

精神障害者の算定特例の延長について

- 平成 30 年 4 月から精神障害者の雇用が義務化されるとともに、雇用率が引き上げられたことに伴い、精神障害者の職場定着を進める観点から、精神障害者である短時間労働者の実雇用率の算定に関して、令和 4 年度末まで短時間労働者を 1 カウントとする特例措置が設けられている。
- 当分科会の意見書を踏まえ、令和 5 年度から、精神障害者の算定特例を以下のとおり延長する。

1. 算定特例の延長について

- 令和 5 年 4 月 1 日から、対象障害者である労働者や職員の数の算定に当たっては、**当分の間**、精神障害者である短時間労働者や短時間勤務職員については、**一人**とカウントする。
 - ※ 今回の改正により、雇入れ等からの期間に関わらず、当分の間一人とカウントすることとなる。

2. 算定特例の期間について

- この算定特例を、当分の間、継続する。
- 今後、令和 6 年度末までに調査研究（「精神障害者の等級・疾患と就業状況との関連に関する調査研究」）をとりまとめ、この結果等も参考に、精神障害者の「重度」という取扱いについての一定の整理をし、この特例の取扱いについて、あわせて検討する。

（参考）雇用率制度における算定方法

- 令和5年4月1日から、対象障害者である労働者や職員の数の算定に当たっては、当分の間、精神障害者である短時間労働者や短時間勤務職員については、**1人**とカウントする。（表の赤枠※部分）

※ 令和6年4月1日から、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度の身体・知的障害者及び精神障害者について、**1人をもって0.5人**とカウントする予定。

週所定労働時間		30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者		1	0.5	—
	重度	2	1	0.5
知的障害者		1	0.5	—
	重度	2	1	0.5
精神障害者		1	0.5 ※	0.5